

日本と主要国のNPO制度の比較

松蔭女子大学教授
雨宮孝子

国	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
NPOの形態と 準拠法	1 民法34条の公益法人 2 特定非営利活動促進法にもとづく特定非営利活動法人 3 その他特別法（たとえば社会福祉法）にもとづく社会福祉法人など 4 信託法66条にもとづく公益信託	1 各州の非営利法人法にもとづく非営利法人（公益法人、共益法人、宗教法人など） 2 各州の非営利法人法にもとづく非営利団体（人格なき社団公益信託など） 3 その他特別法にもとづく法人	1 公益信託 2 会社法にもとづく法人 3 人格なき社団 上記の団体はチャリティ法に従いチャリティの認定を受けた上で、チャリティコミッションに登録	1 1901年法にもとづく届出非営利社団 2 公益届出非営利社団 3 財団（公益財団、企業財団）	1 民法と各州法による登録社団 2 民法と各州法による財団 3 非営利目的の有限会社
所轄庁および 設立の主義	1 主務官庁による許可主義 2 所轄庁による認証 3 所轄庁による認可または準則主義 4 主務官庁による許可主義	1、2 準則主義 各州の州務長官に一定の書類を提出	準則主義 一定の要件に該当すれば、チャリティコミッションにチャリティ登録ができる	1 準則主義 県庁または郡庁へ一定の書類を提出 2、3 は内務省が承認し、デクレにより認可	1 準則主義 一定の書類を区裁判所に提出、社団登録簿に登録 2 寄付行為など州法にもとづく手続きを経て、許可 3 5万マルクで、有限会社を設立 準則主義
監督等	1 毎年、事業報告書、決算書などを主務官庁に提出 情報公開の義務なし 2 毎年、事業報告書などを所轄庁に提出 所轄庁、法人ともに情報公開の義務あり	年次報告書の作成 非営利認定は連邦の内国歳入庁 情報公開の義務あり	チャリティコミッションへの事業報告書などの提出 情報公開の義務あり	管理、運営に異動があった場合 定款の変更がある場合に3ヶ月以内に県庁または郡庁へ届けなければならない	監督に関しては、州法で規定 非営利有限会社は情報公開の義務あり
収益事業課税	33種類は課税（ただし1は軽減税率）2は普通法人と同率	関連事業は非課税 非関連事業は課税	収益事業は別会社をつくらせる 別会社からはチャリティへの寄付は非課税	非関連事業は課税	租税通則法（AO）により税制優遇が認められる 関連事業は非課税

<p>公益寄付金 控除</p>	<p>個人の一般寄付金控除なし 特定寄付金(指定寄付、特定公益増進法人、認可特定非営利活動法人への寄付については所得×25% - 1万円まで) 法人の一般寄付金は、損金算入限度まで控除 指定寄付金は全額控除 認定特定非営利活動法人および特定公益増進法人への寄付金は損金算入限度額の倍額まで</p>	<p>個人の場合は、所得の30%または50%まで 評価性資産の場合は、20%または30%まで 法人の場合、現金、評価性資産ともに、課税所得の10%まで個人法人ともに5年間の繰越</p>	<p>個人の場合、3年以上のコーベナントによるチャリティへの寄付契約には、源泉徴収額がチャリティに還付される その他給料天引き寄付が600ポンドまで所得控除 法人の場合、単独寄付として1件600ポンド以上500万ポンドまで認められる。源泉徴収額がチャリティに還付される</p> <p>* 最新の税制改正で3年以上でなくとも寄付が可能となった</p>	<p>個人の場合、原則として、課税所得の1.25%まで控除 法人の場合、年間売上高の0.3%まで控除できる</p>	<p>個人の場合、年間所得の5%まで控除(学術、文化などへの寄付金は10%まで) 法人の場合、年間売上高と支払い賃金の0.2%か、いずれが多い額 2000年税制改正で4万マルクまで寄付控除 財団新設に税制優遇</p>
---------------------	--	--	--	---	--